

不当な取引行為の指定について

1 不当な取引行為の指定の考え方

(1) 現行の不当な取引行為の指定 [別紙 1-1]

57項目を指定

(2) 審議会における見直しの根拠

第6期兵庫県県民生活審議会答申（平成17年2月）

「創造的市民社会の実現に向けた今後の消費者行政のあり方について」

毎年度、消費生活部会で不当な取引行為の指定の見直しについて検討すること

(3) 指定の基本的な考え方

- ① 不当に消費者の利益を害する行為であること。
- ② 消費生活条例第11条の5つの類型に当てはまること。
 - ア 勧誘に関する不当な取引行為
 - イ 契約内容に関する不当な取引行為
 - ウ 債務の履行に関する不当な取引行為
 - エ 契約解除に際しての不当な取引行為
 - オ 与信行為に関する不当な取引行為
- ③ 消費者側から一方的に契約を取り消したり、無効が主張できるような行為は、そもそも行政が規制すべき行為と考え、不当な取引行為の対象とする。
- ④ 法律で消費者と事業者の間の取引行為の禁止を規定しているものは指定しない。
- ⑤ 情勢の変化に対応すること。
- ⑥ 消費者にとってのわかりやすさにも配慮し、不当に消費者の利益を害する行為をできる限り網羅的に規律すること

2 平成30年度の検討

(1) 「消費生活相談」等に基づく被疑事案と「不当な取引行為の指定」の対比状況

県消費生活総合センターに、県及び市町の消費生活センターを通じて情報提供のあった消費生活条例違反被疑事案322件（平成30年4月～12月）を分析したところ、現行の「不当な取引行為」に該当した。[別紙 1-2]

(2) 消費者契約法の改正（平成 30 年・28 年改正）を踏まえた検討

① 法改正により追加された項目 [別紙 1 - 3]

ア 「取り消しうる不当な勧誘行為」

<H30 改正>(1) 社会生活上の経験不足の不当な利用

① 不安をあおる告知（法第 4 条第 3 項第 3 号）

② 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用（法第 4 条第 3 項第 4 号）

(2) 加齢等による判断力の低下の不当な利用（法第 4 条第 3 項第 5 号）

(3) 靈感等による知見を用いた告知（法第 4 条第 3 項第 6 号）

(4) 契約締結前に債務の内容を実施等（法第 4 条第 3 項第 7 号・第 8 号）

(5) 不利益事実の不告知の要件緩和（法第 4 条第 2 項）

<H28 改正>(6) 過量な内容の契約の取消し（法第 4 条第 4 項）

(7) 重要事項の範囲の拡大（法第 4 条第 5 項第 3 号）

イ 「無効となる不当な契約条項」

<H30 改正>(1) 消費者の解除権を放棄させる条項（法第 8 条の 2）

(2) 事業者が自分の責任を自ら決める条項（法第 8 条、第 8 条の 2）

<H28 改正>(3) 消費者の解除権を放棄させる条項（法第 8 条の 2）

② 追加された項目に対応する不当な取引行為

別紙 1 - 4 のとおり

③ 法改正で追加された項目のうち、以下について不当な取引行為を改正する。

ア 恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

(7) 消費者契約法第 4 条第 3 項第 4 号

当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。

※ 「その他の好意の感情」 友情や先輩への感情も恋愛感情と同程度に親密な感情であれば、「好意の感情」に該当し得る

例：日頃から同じ寮で生活し、かつ所属するサークルも同じである勧誘者に対して抱く感情が、単なる良い印象や好感を超えた親密な感情であれば該当し得る

(イ) 現行の不当な取引行為

消費生活条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定に該当する不当な取引行為「(16) 心理的負担に乗じる勧誘」では、「恋愛感情を利用し」としており、「その他の好意の感情」までは規定していない。

商品の販売等を行う目的で、恋愛感情を利用し若しくは親切さを感じさせ、又は無償若しくは著しい廉価で他の商品の販売等を行い、これにより生ずる消費者の心理的負担を利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(ウ) 対応（案）

次のとおり、「心理的負担に乗じる勧誘」を改正する。

(16) 心理的負担に乗じる勧誘

商品の販売等を行う目的で、恋愛感情その他の好意の感情を利用し若しくは親切さを感じさせ、又は無償若しくは著しい廉価で他の商品の販売等を行い、これにより生ずる消費者の心理的負担を利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

イ 契約締結前に債務の内容を実施し、原状回復を困難にすることによる勧誘

(7) 消費者契約法第 4 条第 3 項第 7 号

通常、契約してから事業者が実施する行為を、契約の申込又は承諾の意思表示前に実施し、実施前の状態への回復が困難な状態（物理的に又は消費者にとって事実上不可能な状態）にすることで消費者を困惑させ、契約をさせる行為

当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部又は一部を実施し、その実施前の原状の回復を著しく困難にすること。

(イ) 現行の不当な取引行為

対応する不当な取引行為の指定がない。

(ウ) 対応（案）

消費生活条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定に該当する不当な取引行為として、「商品等の一方的な供給による勧誘」を新たに指定する。

(27) 商品等の一方的な供給による勧誘

消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、消費者に商品等の供給を行い、実施前の現状の回復を著しく困難にしたうえで、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

ウ 事業活動の損失の補償を請求することによる勧誘

(7) 消費者契約法第4条第3項第8号

正当な理由がなく契約に係る準備行為の費用を請求することで、消費者を困惑させ、契約させる行為

前号に掲げるもののほか、当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること。

(イ) 現行の不当な取引行為

対応する不当な取引行為の指定がない。

(ウ) 対応（案）

消費生活条例第11条第1項第1号の規定に該当する不当な取引行為として、「事業活動の損失補償請求による勧誘」を新たに指定する。

(28) 事業活動の損失補償請求による勧誘

消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、商品等の契約の締結を目指して自ら実施した事業活動の実施により生じた損失の補償を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。



安全安心な消費生活の推進(平成31年度)

安全で安心な消費生活の実現に向け、「①民法の成年年齢引き下げに向けた若年者への対応」「②消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者や周囲への取組の強化」「③社会や環境を意識した消費行動(エシカル消費)の醸成」を重点項目として取り組む。

消費生活総合センターにおいて、消費者被害の防止・救済機能を高度・専門化し、市町の相談対応力強化に向けた支援をさらに充実するとともに、消費生活に関する様々な情報の提供や、団体・グループの活動交流、参加体験型学習を支援する「消費生活情報プラザ」を新たに設置するなど、「県内の消費生活センターの中核センター」「全県の消費者教育の中核拠点」としての機能を強化する。

I 消費生活相談対応力の充実強化

62,884千円

1 専門的な相談への対応

- (1) 消費生活相談・あっせんの実施(企画県民部) 【15,419千円】
契約トラブルや製品の安全性に関する相談等に迅速・的確に対応するため、消費生活総合センター及び但馬消費生活センターに消費生活相談員を配置し、相談者への適切な助言、情報提供や事業者へのあっせんを実施
○相談件数 38,451件(県 3,848件・市町 34,603件)(H30年12月末現在)
- (2) 商品テストコーディネートの実施(企画県民部) 【154千円】
消費生活相談の中から疑義の生じた商品について、不具合の原因の確認を行い、商品テストが必要な場合は関係試験研究機関に原因究明テストを依頼
○原因究明テスト 9件(H30年12月末現在)電気ストーブ・モバイルバッテリーの発火・発煙等
- (3) 多重債務者対策の推進(企画県民部他) 【2,341千円】
県相談窓口(消費生活総合センター等)、市町消費生活センターにおける日常的な相談対応のほか、兵庫県多重債務者対策協議会(県・市町・弁護士会、司法書士会等)による相談強化キャンペーンを開催
○合同無料相談会 6カ所(H30年度)債務整理相談・家計管理相談・こころの相談を同日実施
- (4) 食品の放射性物質汚染に関する検査の実施(健康福祉部) 【915千円】
県内に流通する食品の安全性の確認と消費者等からの相談に対応するため、健康福祉事務所及び健康科学研究所に設置した測定機器で検査を実施
- (5) 住まいに関する相談・支援の一元化(県土整備部) 【25,340千円】
住まいサポートセンターに住まいに関するワンストップ窓口を設置し、相談、支援、情報提供等を実施

2 市町への支援（企画県民部）

(1) 市町消費生活センター相談対応力強化事業 【13,104千円】

市町センターの相談対応力の向上を図るため、消費生活総合センターに市町相談サポートデスクを設置し、相談の処理方針やあっせん方法、PIO-NETの入力等について市町相談員に指導するほか、**県相談員による助言を実施**

○市町相談サポートデスク専門相談員 2名

○市町相談員への助言・指導 2,018回（H30年12月末現在）

(2) 消費生活相談レベルアップ研修事業 【3,235千円】

県・市町センターの消費生活相談員等の資質向上を図るため、経験・レベル等に
応じた研修を実施し、県と市町センターを結ぶWEBシステムでも配信

○基礎研修 5回 専門研修 12回（H30年度）

(3) WEBシステム活用による市町支援

平成29年度末に導入した県と市町センターを結ぶWEBシステムを活用し、随時、困難事案を相談できる体制を構築するとともに、遠隔地や相談員一人体制の相談員に研修機会を提供

(4) (拡) 専門家による市町消費生活相談員支援強化事業 【2,376千円】

複雑化する消費生活相談に対応するため、弁護士による学習会・助言のほか、処理困難な緊急事案が発生した場合の対策チームの設置、精神保健福祉士（臨床心理士）による助言や相談員のこころのケアを実施

① 弁護士によるサポート：事例学習会（11回）、困難事例相談への助言（67回）

② 緊急事案対策チームの設置【平成31年度新規】

相談急増事案や悪質事案などの処理困難な緊急事案が発生した際に、専門家による対策チームを立ち上げ、相談処理手法について検討し、相談対応Q&A等を提供。

③ 精神保健福祉士（臨床心理士）による助言【平成31年度新規】

心の病気を持つ恐れがある消費者からの相談が増加していることから、精神保健福祉士（臨床心理士）を月1回配置し、相談対応への助言や相談員のこころのケアを実施。

II 消費者教育の総合的・体系的推進

35,633千円

1 消費者教育推進体制の整備（企画県民部）

(1) (拡) 消費者教育推進プロジェクト 【12,425千円】

「兵庫県消費者教育推進計画（平成30～32年度）」に基づき、多様な主体と連携した総合的な消費者教育を推進するため、消費生活総合センターに「消費生活情報プラザ」等を新たに設置し、全県の消費者教育の中核拠点としての機能を強化するほか、県内各地域で団体・グループ等の消費者教育への参画を促進

○消費生活総合センターリニューアル記念イベントの開催

○消費者教育推進員の設置

(2) (新) エシカル消費推進事業 **【2,364千円】**

2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に向け、人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）を推進

- 団体・グループとの協働実践学習・啓発事業（7地区×1回）
- エシカル消費県民意識調査
- 事業者団体等との連携によるエシカルコーナーの設置促進
- 「エシカル・ラボ in 兵庫」の開催（消費者庁との共催）

(3) 消費者教育コーディネーター等支援事業 **【1,362千円】**

地域で活躍する消費者教育コーディネーター（消費生活相談員や消費者リーダー等）に、情報交換会やスキルアップ研修等の機会を提供し、活動を支援

- 情報交換会・スキルアップ研修（5回）

2 ライフステージ等に応じた消費者教育の推進

(1) (拡) 特別支援学校等における消費者教育推進事業（企画県民部） **【854千円】**

知的障害のある生徒が、社会に出る前に金銭管理の重要性や消費者トラブルについて学び、消費者力を高めることができるよう、効果的な消費者教育を推進

- 教員向け研修会（5回）
- 特別支援学校等への出前講座（28回）

(2) (拡) 高等学校における消費者教育推進事業（企画県民部） **【720千円】**

成年年齢引下げに伴う消費者被害を防止するとともに、自ら考え、行動する自立した消費者を育成するため、県内の高等学校における消費者教育を教育委員会や学校現場と協働で実施

- 高等学校等への出前講座（42回）

(3) 若者の消費者力アップ事業（企画県民部） **【3,442千円】**

大学生協との連携により養成した「くらしのヤングクリエイター」を中心に、若者の消費者力アップに向けた取組を多様な団体等と連携して実施

- 若者向け研修、ワークショップ等の開催
- 大学生による小・中・高校生向け啓発の実施

(4) (拡) 消費者教育体験学習会事業（企画県民部） **【2,200千円】**

幼児、小・中学生、保護者などが楽しみながら参加・体験できる、身近な製品の使用方法やお金の管理等に関する学習会を消費生活総合センター等で開催

- 商品テスト等体験学習会
- ライフ&マネープラン等体験学習会

(5) 金融リテラシー強化事業（企画県民部） **【1,462千円】**

悪質商法や投資詐欺などの消費者トラブルを防止するため、金融やその背景となる

経済についての基礎知識等を学ぶ講座を実施

- (6) **青少年のインターネット依存等防止対策の推進（企画県民部）** 【1,412千円】
インターネット依存等を防止するため、県民・業界等との協働により安全利用への啓発を行い、良好な環境づくりを推進
○青少年のインターネット利用対策戦略会議の開催
○青少年のインターネット利用対策キャンペーンの実施
インターネットの危険性、フィルタリング利用促進、ネット利用のルールづくりの重要性を呼びかける
○インターネット依存防止対策推進事業
- (7) **インターネット利用基準作成遵守支援事業（企画県民部）** 【4,400千円】
青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、小中学生のインターネット利用の自主的なルールづくりの取り組みがさらに進むよう、利用基準の作成及び遵守を市町と連携して支援
○対象校数：284校
○事業例：学習会の実施、保護者へ配布するリーフレットの作成、インターネット利用に関するアンケートの実施、スマホサミットの開催 等
○補助額：1校あたり上限30千円（県1／2、市町1／2）
- (8) **食品の栄養成分表示等の利用促進（健康福祉部）** 【500千円】
栄養成分表示の義務化に伴う消費者への相談対応力の強化を図り、消費者が食の選択力を身につけるための活動を支援
○相談員（（公社）兵庫県栄養士会会員等）を対象とした研修会
○栄養成分表示等利用促進フィールドワーク（2会場）

3 多様な主体と連携した消費者学習等（企画県民部）

- (1) **事業者団体等による消費者教育の支援** 【1,000千円】
地域に根ざした活動を展開する生活協同組合や事業者団体等が実施する消費者教育・啓発事業を支援
○消費者トラブル防止講座・イベント、啓発等（2団体程度）
- (2) **消費者団体等との協働による啓発** 【3,492千円】
自立した消費者を育成・支援するため、消費者団体・女性団体と協働して、消費生活に関する学習会、パネル展、キャンペーン、出前講座等により、消費生活情報の提供、啓発等を実施

Ⅲ 消費者トラブル防止対策の強化

37,451千円

1 事業者等への指導強化

- (1) **表示適正化対策の推進（企画県民部）** 【1,181千円】
景品表示法に基づき、過大な景品類や不当な表示について調査・監視・指導等を

実施し、事業者等に対し、法の趣旨や内容について周知徹底

○処理件数：17件(H30年12月末現在)

- (2) **特定商取引法等による事業者指導（企画県民部）** **【4,628千円】**
特定商取引法や消費生活条例に基づき、勧誘目的を告げない等の不当な取引行為を行った事業者に対し、改善指導・勧告、指示等を実施
○指導件数：9件(H30年12月末現在)

- (3) **食品表示の信頼確保対策の推進（農政環境部）** **【19,245千円】**
食品表示制度に関する相談窓口及び指導監視体制を整備し、消費者の食品表示への信頼を確保
○事業内容：食品表示相談窓口及び食品表示指導相談員の設置
食品表示調査・監視（巡回調査、疑義事案調査）等

2 高齢者等の見守り活動の強化（企画県民部）

- (1) **(拡)高齢者・障害者等の消費者トラブルの防止** **【2,896千円】**
県・市町・警察、福祉関係団体等で構成する「高齢者等被害防止ネットワーク」を消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」に位置づけ、情報共有や地域における見守りを支援するとともに、高齢者・障害者や周囲の人への啓発を促進
○見守り支援など消費者被害防止に向けた研修（7地区×2回）
○高齢者保健福祉月間（9月）における被害防止キャンペーン等

- (2) **くらしの安全・安心推進員の活動支援** **【4,389千円】**
「くらしの安全・安心推進員」による高齢者の見守りや悪質商法によるトラブル防止など、消費生活に関する情報の収集・提供、啓発活動等を支援
○設置数：約400人

- (3) **高齢者の特殊詐欺被害防止に向けた啓発事業** **【575千円】**
団体のリーダー等を対象に、特殊詐欺に関する最新のトラブル情報等をきめ細かく提供し、特殊詐欺の標的となりやすい高齢者への周知を依頼
○自治会・老人クラブ等のリーダーを対象とした出前講座（14回）

3 インターネットトラブル等防止の強化

- (1) **若年者のインターネットトラブル防止啓発事業（警察本部）** **【800千円】**
若年者のインターネット利用による消費者トラブルや犯罪被害を防止するため、ネット情報に長けた「サイバー防犯ボランティア」を養成し、県警察が実施する小中学生対象のインターネットトラブル防止講習会の講師としての活動や各種啓発活動を実施

4 事業者等との協働による取組の推進

- (1) ひょうご消費生活三者会議による協働（企画県民部） 【 ー 】
 消費者・事業者・行政のネットワークである「ひょうご消費生活三者会議」で情報共有を図るとともに、相互に連携した取組を推進
 ○「ひょうご消費生活三者会議」構成団体（25団体）
 消費者団体(10)、事業者団体(10)、専門家団体(2)、行政関係団体(3)
- (2) 適格消費者団体活動支援（企画県民部） 【1,450千円】
 事業者の不当な約款等に対し、差止請求を行うことのできる団体である適格消費者団体「ひょうご消費者ネット」が行う差止請求訴訟制度や、新たな被害回復制度等に関する啓発のためのシンポジウムやリーフレットの作成について支援
- (3) 県版HACCP認知度向上大作戦（健康福祉部） 【600千円】
 県版HACCPの認知度向上及び知識を醸成するため、夏休み中の親子を対象に、自由研究のテーマになり、誰もが興味を持って参加できる事業を展開するとともに、出前講座、食の安全安心フェアなどの機会を捉え、子供に対しHACCP啓発資料を提供することで、食の安全安心を推進
- (4) 食の安全安心推進事業(食のリスクコミュニケーションの推進)（健康福祉部） 【377千円】
 子供から大人まで、各世代の理解力や興味に応じた内容により、総合的に食の安全安心を推進するため、各健康福祉事務所（保健所）や一般社団法人兵庫県食品衛生協会を中心に地域の特性にあった食の安全安心フェアの開催や、次代を担う子供に対し、将来にわたる衛生思想を定着させるため手洗い実践教室（6回）等を開催

5 消費者への普及啓発の推進（企画県民部）

- (1) 消費生活セミナー・出前講座の実施 【 ー 】
 消費者被害の防止や、消費生活に関する契約の知識等、安全安心な消費生活を実現するためのセミナー・出前講座等をグループや団体、企業等を対象に実施
- (2) 消費者月間重点ネットワーク事業の実施 【 ー 】
 県民の消費者問題に対する関心を高め、消費者力の向上を図るため、消費者月間（5月）に、くらしの安全・安心に関するキャンペーンや講演会等の啓発イベントを全県で重点的に実施
- (3) 消費生活情報の発信 【1,310千円】
 「ひょうご消費者トラブル情報」等のメール配信や、ホームページ、ツイッター、新聞等を活用し、広く県民に最新の消費生活相談事例と対処法等安全安心な消費生活の実現にむけた消費生活情報を発信

IV 消費生活協同組合の育成指導

2,148千円

- (1) 消費生活協同組合の育成指導（企画県民部） 【2,148千円】

消費生活協同組合の民主的な運営と健全な発展を図るため、業務及び会計について、法令及び定款等の遵守状況を指導検査

○検査実施組合数（9組合）

[問い合わせ先] 企画県民部県民生活局消費生活課（078）362-3376

兵庫県消費者教育推進計画の主な取組状況

【兵庫県消費者教育推進計画（2018～2020年度）重点取組項目】

- 1 成年年齢引下げ等に伴う若年者への消費者教育の強化
- 2 消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者や周囲への消費者教育の強化
- 3 社会や環境を意識した消費行動の醸成

【平成30年度の主な取組】 ③〇は12月末現在見込み

1 あらゆる年代や様々な場で展開される多様な消費者教育の推進

(1) 高等学校・特別支援学校における消費者教育【重点1・2】

ア 消費生活センター等による出前講座

高校：②957回→③067回 特支：②929回→③026回

イ ③〇新 消費者庁作成消費者教育教材「社会への扉」の活用促進

高校：72校（全216校） 特支：11校（全40校）

(2) 若者の消費者力アップ事業【重点1】

ア 暮らしのヤングクリエイターらによる学習会等の開催：②920回→③026回

イ 大学生による小中高校生向け啓発資材の作成：②93回→③03回

(3) 消費者教育体験学習会事業

商品テスト等体験学習会 ②938回→③031回

(4) ③〇新 県庁見学者（小学生）への消費者啓発の実施 ③0260校（17,376人）

(5) 職場での消費者教育の推進

ア 企業従業員向け消費者教育出前講座：②913回→③013回

イ 県職員向け研修：②96回→③013回

(6) 高齢者や周囲の人への啓発【重点2】

ア 被害防止キャンペーンの実施（5月、9月、12月）

イ 特殊詐欺や消費者トラブル防止に向けた出前講座



2 消費者教育の担い手の育成・活用

コーディネーター機能担う人材養成・講師活用。

○消費者教育コーディネーター情報交換会・スキルアップ研修：②94回→③04回

3 多様な主体の参画と協働による推進

事業者・事業者団体、NPO、適格消費者団体等との連携。

○消費者・事業者・行政によるワークショップの開催（2/27開催：参加者120名）

○適格消費者団体活動の支援（シンポジウムの開催等）

4 効果的な情報収集・発信

情報紙、ツイッター等を活用した世代に対応した情報発信。

【平成30年度より新たに発行】

○「ひょうご消費者トラブル情報～あなたの知らない危険な手口～」(月1回)

○「ご注意ください！あなたの地域でこんな相談！」(3カ月に1回)

○「教えて！はばタン！」＜エシカル消費等の情報発信＞(随時)【重点3】

【平成31年度の主な新規・拡充事業】

◎全県の消費者教育拠点としての機能の強化

多様な主体と連携した総合的な消費者教育を推進するため、消費生活総合センターに「消費生活情報プラザ」等を新たに整備し、2019年7月にリニューアルオープンする。

(1) 「消費生活情報プラザ」の設置

消費生活に役立つ様々な情報の提供や展示、団体・グループの活動・交流に使えるミーティングブース等を備える。

専門知識を持つコーディネーターを配置し、県民や団体・グループの消費者学習・活動を支援するための助言・指導や連携・交流事業を展開する。



【「消費生活情報プラザ」の壁はガラス張りにし、開放感ある明るい空間に】

(2) 多目的棟のリノベーション

子ども向け体験学習会等を実施する「商品テスト体験学習室」や、団体・グループが多彩な事業を展開するための「フリースペース」を整備する。

(3) リニューアル記念イベントの開催

消費者庁との連携によるリニューアル記念イベントや、消費生活センター・消費者センターとの連携による地域の特性を活かしたリレーイベントを県内6カ所（東播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）で開催する。

1 あらゆる年代や様々な場で展開される多様な消費者教育の推進

(1) 高等学校・特別支援学校における消費者教育の拡充【重点1・2】

消費生活センター等による出前講座の回数を増加。

(2) 若者の消費者カアップ事業の拡充【重点1】

消費生活情報プラザを活用した、くらしのヤングクリエイターらによる子ども向け体験学習会の開催。

(3) 消費者教育体験学習会事業の拡充

消費生活情報プラザでの商品テスト等体験学習会の定期開催。

2 消費者教育の担い手の育成・活用

出前講座のできる人材の養成・登録をする「消費者教育人材バンク」を構築。

3 多様な主体の参画と協働による推進

(1) 「エシカル・ラボin兵庫」の開催【重点3】

消費者庁と共催で、消費者団体や事業者・事業者団体等との連携により開催。
(2019年9月開催予定)

(2) 常設エシカルコーナーの設置促進【重点3】

生協や事業者団体等に常設設置を働きかけ、設置場所を県民に周知。